

国民年金

保険料納付が困難な 場合は免除の申請を

国民年金は、二十歳以上六十歳未満のすべての人が加入する制度です。保険料を納め続けることで、年をとったときの老齢基礎年金や万が一の場合の障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられます。

しかし、長い人生には思いがけない病気や失業などで保険料

を納めることができない場合があります。そのような人のために、「保険料免除制度」があります。

保険料の免除制度には、法定免除と申請免除の二種類があり、法定免除は障害基礎年金を受けている人や生活保護法に基づく生活扶助を受けている人などが該当し、申請免除は前年の所得が少ないなど経済的な理由で保険料を納めることが困難な人が該当します。また、失業などで保険料を納付することが困難であると認められる人も、特例的に免除申請することができます。

申請免除には、保険料の全額が免除される「全額免除」と半額が免除される「半額免除」があります。

申請免除はどなたでも承認されるのではなく、家族構成などにより、免除となる所得（収入）が基準額を下回る場合に承認されます（下表参照）。

免除の承認期間は、七月（または申請月の前月）から翌年の

六月までです。一年間免除を希望する人は、七月か八月に申請することが必要です。役場町民課か役場各支所で手続きをしてください。

なお、免除を受けた期間は、老齢基礎年金の年金額を計算する場合、保険料を納付した期間と比べると、全額免除の期間は三分の一、半額免除の期間は三分の二に減額されます。このため十年以内であれば免除された

保険料を納めることができる「追納制度」があります。この制度により年金額の減額を防ぐことができます。

国民年金について詳しくは役場町民課町民係（☎八二一三一一内線一二三）へお気軽にお尋ねください。

国民年金保険料の臨時納付窓口を開設します

宮古社会保険事務所では、国民年金保険料の臨時納付窓口を開設します。これは、納め忘れなどによる保険料の未納期間の長期化を防止し、大切な受給権を守るために開設するもので、窓口では将来受給する年金額や保険料の免除申請などの相談にも応じます。どうぞご利用ください。

- ▷期日と場所 8月26日…豊間根生活改善センター 8月27日…中央コミュニティセンター
- ▷時間 午後2時～7時
- ▷対象者 無年金者を除く保険料未納者
- ▷問い合わせ 宮古社会保険事務所（☎62-1963）へどうぞ。

◆免除対象となる所得（収入）のめやす

世帯員数	全額免除	半額免除
4人世帯（夫婦、子2人で、子の1人は16歳以上23歳未満）	164万円 (260万円)	285万円 (424万円)
3人世帯（夫婦、子1人で、子は16歳未満）	129万円 (210万円)	215万円 (333万円)
2人世帯（夫婦のみ）	94万円 (159万円)	172万円 (271万円)
単身世帯	35万円 (100万円)	85万円 (150万円)

※単身世帯以外は、夫、妻どちらかに所得（収入）のある世帯の場合のめやすです。

※（ ）内の額は収入です。



老後の安心を支える国民年金。若いうちから保険料を納め続け大切な受給権を守りましょう。